

■議案第46号 高幡西部特別養護老人ホーム組合の解散について

【要旨】

高幡西部特別養護老人ホーム組合については、昭和48年11月7日に旧窪川町、大正町、十和村、大野見村の4町村により共同で事務処理を行うため、設立した一部事務組合であり、現在は、町村合併を経て本町と中土佐町で組織しています。

この組合では、本町に所在する特別養護老人ホーム「窪川荘」、「四万十荘」を運営しており、近年の利用状況は、ほぼ全てが本町からとなっています。

これらのことから、平成29年12月から解散の検討をしてきましたが、この度、正式に地方自治法(昭和22年法律第67号)第288条に基づき、解散することについて、本町と中土佐町で協議を行うこととしました。

この協議にあたっては、同法第290条で「関係地方公共団体の議決を経なければならない。」となっていますので、その規定に基づき議会の議決を求めるものです。

【協議を行う内容】

令和2年3月31日をもって高幡西部特別養護老人ホーム組合を解散する。

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（解散）

第288条 一部事務組合を解散しようとするときは、**構成団体の協議により**、第284条第2項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

（議会の議決を要する協議）

第290条 第284条第2項、第286条（第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び**前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。**